

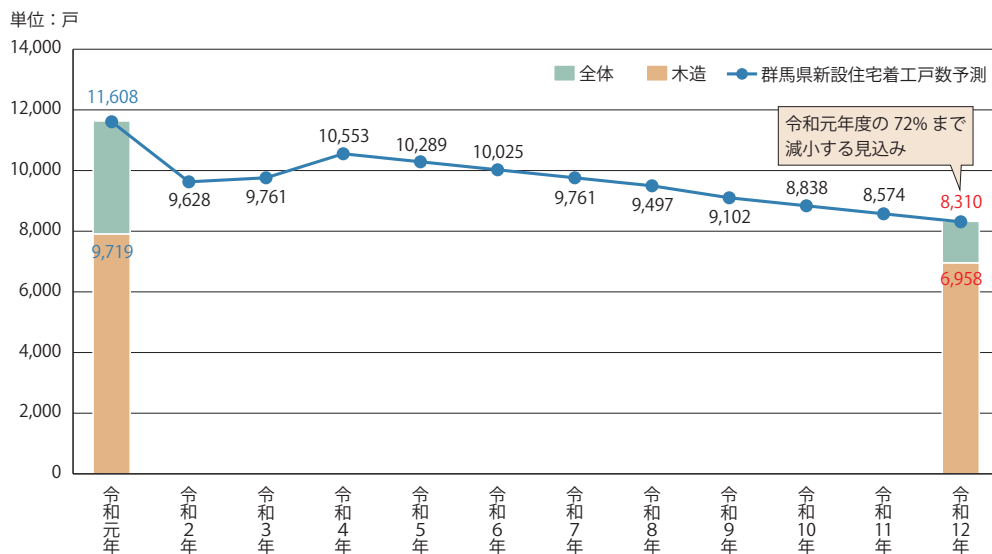
(2) 新たな販路・需要の創出

現状と課題

(住宅分野)

- ◆ 令和元年度の新設住宅着工戸数は11,608戸、うち木造が9,719戸(83.7%)となっています。
- ◆ 平成19年度から「ぐんまの木で家づくり支援事業*」により県産木材を使った住宅の建設を推進しており、令和元年度までに、構造材補助8,955戸、内装材補助735戸に対して支援しており、これまでの県産木材の使用量の累計は約14万9千m³となっています。
- ◆ 新設住宅着工戸数は令和元年度の11,608戸から、令和12年度には8,310戸まで減少する見込みです。(図3-1-1-4)

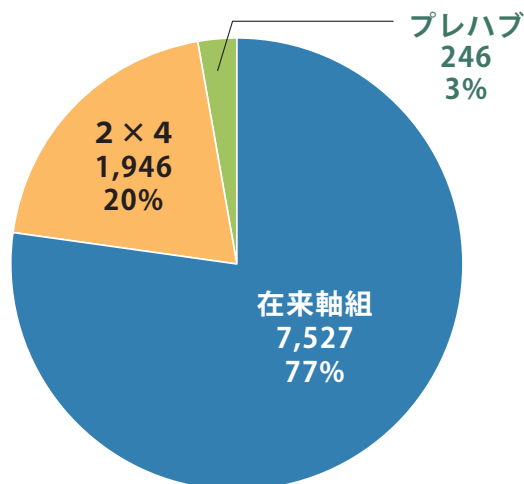
図3-1-1-4 群馬県新設住宅着工戸数予測



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆ 令和元年度の新設木造住宅着工戸数のうち、ツーバイフォー工法による住宅は20%を占めており、そのほとんどが外材を使用しています。(図3-1-1-5)

図3-1-1-5 群馬県新設木造住宅着工戸数内訳 (令和元年度)



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆ 平成27年3月にツーバイフォー工法部材のJAS規格^{*}が改正され、国産材のツーバイフォー部材の強度が適正に評価されるとともに、外材と国産材の価格差が縮小したことなどから、住宅用として国産材のツーバイフォー部材を使う機運が高まっています。このため、県では、県産木材ツーバイフォー部材の普及・PR を行い需要拡大に取り組んでいます。また、民間では平成30年2月から、県産木材のツーバイフォー部材（フェンス等の外構材）の北米への輸出が始まっています。

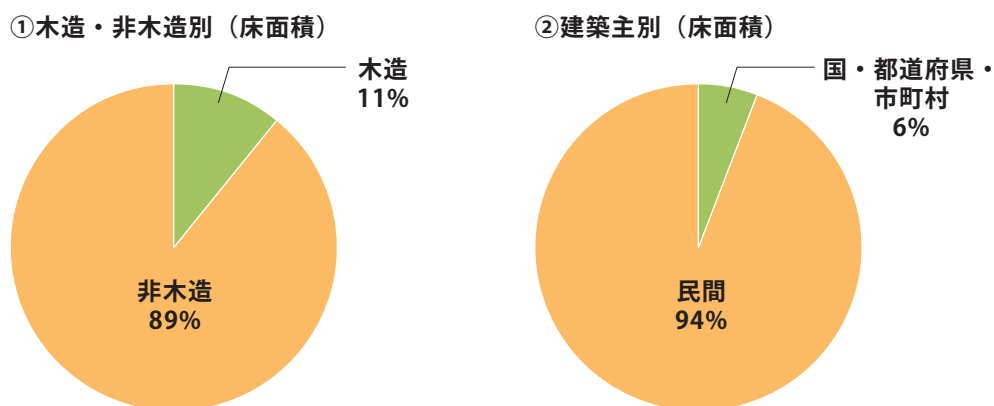


県産木材を使用した住宅

(非住宅分野)

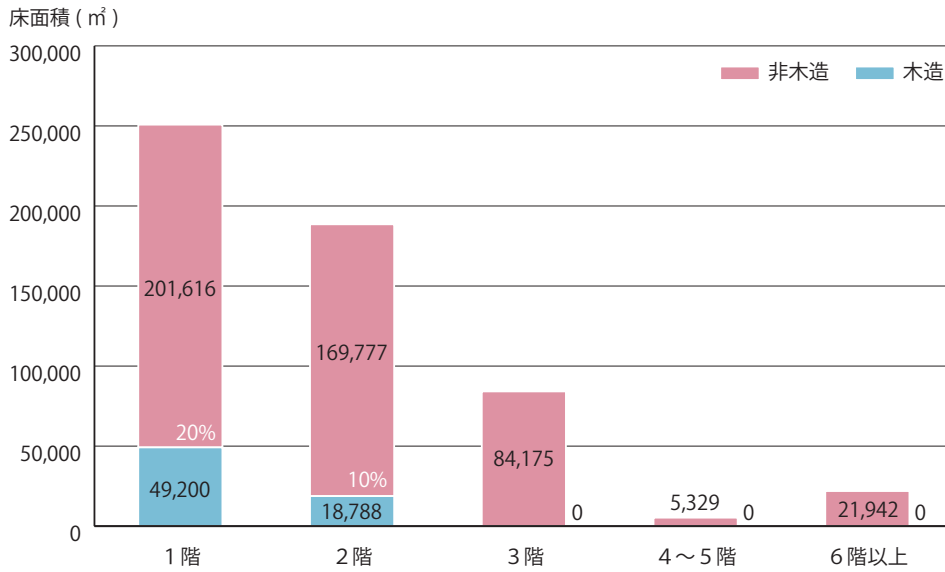
- ◆ 非住宅建築物の木造率は11%と低く、民間による建築が94%とほとんどを占めています。(図3-1-1-6)
- ◆ 非住宅建築物の階層別木造率は、1～2階建ての低層で10～20%程度、3階建て以上にあっては木造化されていません。(図3-1-1-7)
- ◆ 建築基準法の改正により、耐火構造等としなくてもよい木造建築物の範囲が拡大されました。また、耐火構造等とすべき場合でも、建築物全体の性能を総合的に評価することにより、木材をそのまま見せる「あらわし」等が可能となっています。
- ◆ 県では、民間の教育・社会福祉施設の内装の木質化、外構施設の木造化に対して支援をしています。

図3-1-1-6 非住宅分野における着工戸数内訳（令和元年度）



出典：国土交通省「建築着工統計調査」

図3-1-1-7 非住宅分野における階層別着工戸数内訳（令和元年度）

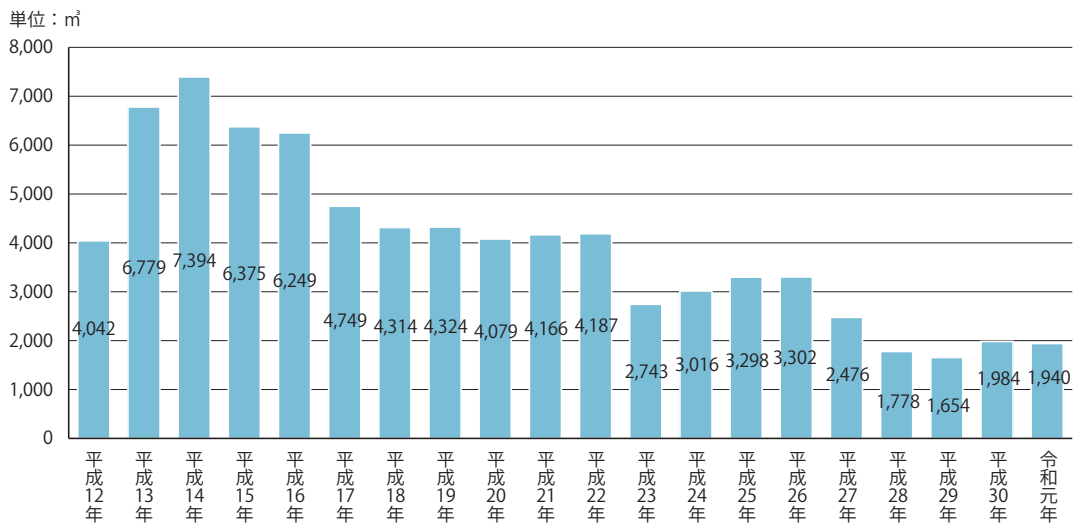


出典：国土交通省「建築着工統計調査」

(公共建築物等)

- ◆ 平成10年に「ぐんまの木利用推進会議」を設置、平成23年には木材利用促進法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、PR効果の高い県有施設を中心に、木造化・木質化に取り組んでいます。
- ◆ 県有施設等における県産木材利用実績は、平成14年度をピークに減少傾向にあり、令和元年度の実績は1,940m³（ピーク時の26%）となっています。（図3-1-1-8）

図3-1-1-8 県有施設等における県産木材利用実績



出典：群馬県林業振興課業務資料

- ◆ 令和元年度末現在で県内35市町村のうち34市町村が、木材利用促進法に基づく「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定しています。
- ◆ 令和元年度から市町村へ「森林環境譲与税^{*}」の譲与が開始され、木材利用にもこの財源を充てることができるため、都市部の市町村を中心に、公共建築物等における木材利用が進むことが期待されます。



公共施設における県産木材利用
(甘楽中学校)

(木育^{*}の推進)

- ◆ 県では、木育の取組として「木工教室」や「児童生徒木工工作コンクール」を開催しています。また、「木材PR イベント」や「親と子の木工広場」など、木育の取組に対し支援しています。
- ◆ 上野村、みなかみ町、川場村、沼田市では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃんの誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート宣言^{*}」を行うなど、木育活動に取り組んでいます。また、県も都道府県では全国3番目となる「ウッドスタート宣言」を令和2年12月に行いました。



イベントでの木育の取組

(国内外の販路拡大)

- ◆ 大手ハウスメーカーは、県外材や外材の使用が主流であり、県産木材はほとんど利用されていません。
- ◆ 本県には大規模な構造用集成材工場や合板工場がないため、県産木材を使用した集成材や合板を県内事業者と県外の工場が連携し製造しています。



県におけるウッドスタート宣言調印式

将 来 ビ ジ ャ ャ ン

- ◆ 二酸化炭素 (CO₂) を吸収した県産木材が住宅及び非住宅建築物などに使われることにより、二酸化炭素の固定が進み、脱炭素社会が実現しています。
- ◆ 県産木材による中大規模木造建築物が建設されています。
- ◆ CLT[※]をはじめ木材の新たな活用が図られ、地域の産業としての裾野が広がり、ぐんまの木材・木製品の品質が県内外で認知され、信頼が高まっています。

取組の方向性

- ◆ 民間の非住宅建築物への県産木材利用を推進します。
- ◆ 非住宅建築物のうち、建築基準法の改正により木造化しやすくなった1～3階建ての低層建築物の木造化・木質化を進めます。
- ◆ 中大規模建築物に使用する部材の研究・開発、中大規模木造建築物の設計・提案ができる人材の育成により、中大規模建築物の木造化を図ります。
- ◆ 「木育」等により県産木材を普及啓発し、木とふれあい、親しむ機会を更に増やすことにより、県産木材を利用する意義に対する理解を深めます。
- ◆ 非住宅建築物の木造化を促進するため、集成材・CLT等の高度加工技術を有する県外の大型製材工場との連携を強化します。

具体的施策《重点取組》

(大型製材工場等の誘致による大手ハウスメーカーへの木材供給)

- ◆ 大手ハウスメーカーへ販路を拡大するため、トップセールスによる信頼関係構築と、安定供給可能な大型製材工場等の誘致を推進します。

(住宅における県産木材利用の推進)

- ◆ 県産木材を使った住宅の建設を促進し、住宅における木造率の向上、輸入材から県産木材への転換に取り組みます。
- ◆ 県産木材を使ったツーバイフォー工法による住宅の建設を促進するなど、外材から県産木材への転換を図ります。

(非住宅建築物における県産木材利用の推進)

- ◆ 民間企業が建設する店舗や事務所などの非住宅建築物のうち、1～3階の低層建築物の木造化・木質化を推進します。
- ◆ 建築士を対象に、基礎的な設計技術習得を目的とした中大規模木造建築物を推進するためのセミナー等を開催します。
- ◆ ホームセンター等との連携により、県産木材を使ったツーバイフォー材等のDIY用木材の供給体制を強化します。

(公共建築物等)

- ◆ 県が行う建築物等の整備に当たっては、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外の建築物等については、原則として木造とするよう取り組みます。
- ◆ 市町村が建設する公共建築物の木造化、内装の木質化を推進します。

(木づかいによる新しい生活様式支援)

- ◆ 県産木材による、ニューノーマルに対応した安らぎのある室内空間づくりを進めます。

(木育等による県産木材の普及啓発)

- ◆ 「ウッドスタート宣言」を契機に、市町村が行う木育の取組を支援します。
- ◆ 保育園、小中学校、NPO団体等が取り組む木育活動を推進します。
- ◆ 木育に携わる人材の育成に取り組みます。

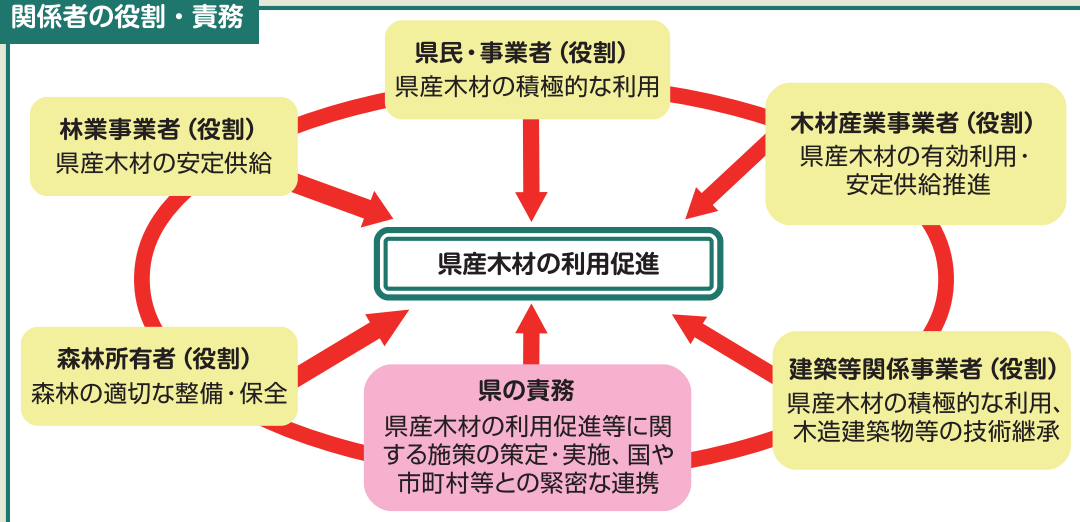
(国内外の販路拡大)

- ◆ 大手ハウスメーカー等へのトップセールスやパートナー制度（県担当窓口の固定）により信頼関係を構築し、東京圏への県産木材を使用した住宅の販売強化に大手ハウスメーカー等と連携して取り組みます。
- ◆ 輸出を行う商社と連携して、県産木材を使用したツーバイフォー部材のデッキへの利用など、新たな販路の開拓に取り組みます。
- ◆ 日本貿易振興機構*（ジェトロ）と連携して、付加価値の高い県産木材製品の輸出を推進します。

④ 林業県ぐんま県産木材利用促進条例

本県の豊かで県民共有の貴重な財産である森林を適切に整備・保全し、そこから生産される県産木材を積極的に利用することで、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り「林業県ぐんま」の実現を加速させるとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与するため制定されたものです。

関係者の役割・責務



条例の特色

- **県産木材の利用の促進に関する指針**
県産木材の利用促進に関する指針を策定。木材利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- **県の建築物等における県産木材の利用等**
県の整備する建築物を原則木造とし、公共建築物の木造化を推進します。
- **普及啓発**
県産木材についての関心と理解を深めるため、8月を「県産木材利用推進月間」とするほか、「木育」の推進に努めます。
- **顕彰**
県産木材の利用促進に関する優れた取組を行った者に対して顕彰を行います。
- **県産木材の利用の促進に関する協議会**
県産木材の利用を促進する施策を実施するために関係団体等からなる協議会を設け、情報を共有し緊密な連携を図ると共に、県産木材利用の促進についての協議を行います。

数値目標 【木材流通・加工体制の基盤強化と需要拡大】		
指 標 (★重要指標)	現状値	目標値
★木材産業産出額 (千万円/年)	8,261	11,800
県産木材製材品生産量 [素材換算値] (千 m^3 /年)	118	168
★県内木材総需要量における県産木材率 (%)	47	60
★製材工場における国産材製品出荷量 (千 m^3 /年)	71	100
原木市場を介した原木直送量 (m^3 /年)	33,065	70,000
県産木材製品の輸出量 (m^3 /年)	1,201	4,000
公共建築物 (3階建て以下) の木造率 (%)	40	50
ウッドスタート宣言市町村数	3	10